

呉市立警固屋小学校 P T A 規約

第 1 条 (名称並びに事務局)

本会は呉市立警固屋小学校 P T A (保護者と教職員の会) と称し、事務局を警固屋小学校内に置く。

第 2 条 (目的)

本会は家庭と学校と地域が社会における児童の健全な成長に寄与することを目的とし、併せて会員相互の親睦と教養の向上を図るものとする。

第 3 条 (秘密漏洩の禁止)

本会の役員は、本業務遂行に関連して知り得た一切の情報、機密事項を任期中は勿論、任期終了後においても他に漏洩又は開示してはならない。

第 4 条 (事業並びに事業部)

本会はその目的達成のために次の部会をおき、次の事業を行い、必要に応じて部会規定を制定するものとする。

(1) 部会を次の 3 部会とする。

(ア) 執行部 円滑に会運営をするべく、全般の事務並びに学年委員、学校との連絡調整を図る。

(イ) 企画部 児童又は会員の体育、保健衛生並びに給食の向上等に係る関連事業の企画推進を行う。

(ウ) 特別委員会 必要により設け、該当関連事業を行う。

(2) 同好会

本会の外郭団体として活動を進める同好の士の集まりである同好会をおくことができる。ただし、これに対する予算措置はしない。

第 5 条 (事業部の任務)

各事業部は事業遂行のため、適正なる立案計画をなし、これに従って円滑なる運営を図るものとする。

第 6 条 (組織)

本会は児童の保護者及び本校職員で組織する。

第 7 条 (役員)

本会に次の役員をおく。ただし、学校長は自動的に役員になるものとする。

- | | |
|----------|---------------------|
| (ア) 会長 | 1 名 |
| (イ) 副会長 | 2 名以上 |
| (ウ) 会計監査 | 1 名以上 (副会長が兼ねる) |
| (エ) 会計 | 2 名 (内 1 名は学校職員) |
| (オ) 書記 | 2 名 (内 1 名は学校職員) |
| (カ) 企画部 | 本校 P T A 役員より、会長が任命 |
| (キ) 学年委員 | 各学年から 2 名程度 |

第 8 条 (役員任期)

(1) 役員任期は年度始めの P T A 総会より次年度の P T A 総会までとする。

(2) 欠員が生じた場合、その任期は前任者の在任期間とする。

第9条 (役員の任務)

役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表して会務を処理する。
- (2) 副会長は会長を補佐しその職務を担う。
- (3) 書記はすべての会合の正確なる記録をなす。
- (4) 会計は全ての収支を記録し、会計業務を担当する。
- (5) 会計監査は独立機関として会計を監査し、総会に報告するものとする。
- (6) 学年委員は、当該学年を代表し、学年単位活動等の推進にあたる。

第10条 (協議機関の構成)

本会の運営にあたり次の協議機関をおく。

- (1) 総会 正会員を以て構成する。
- (2) 執行部会 会長、副会長、書記、会計、会計監査で構成する。
- (3) 実行委員会 執行部役員及び各学年委員で構成する。
- (4) 選考委員会 執行部及び企画部長で構成する。ただし、必要に応じ学年委員を委員会に加えることができる。

第11条 (協議機関の役割)

- (1) 総会
 - (ア) 事業、決算の報告、事業計画、予算の審議
 - (イ) 役員の承認
 - (ウ) 規約の変更
 - (エ) その他
- (2) 執行部会
 - (ア) 各種業計画の立案
 - (イ) 総会における決議事項の立案
 - (ウ) 緊急事態発生時の対応協議
 - (エ) その他
- (3) 実行委員会
 - (ア) 各種業計画の審議
 - (イ) 総会における決議事項の審議
 - (ウ) 緊急事態の対応協議
 - (エ) その他
- (4) 選考委員会
次年度の執行部役員の指名、任命

第12条 (協議機関の議事規定)

- (1) 総会
 - (ア) 総会は毎年1回年度始めに開き、臨時総会は会長または正会員の3分の1以上の要求によって開くことができる。
 - (イ) 総会ないしは臨時総会の成立は、正会員総数の5分の1以上の出席を要する。ただし、委任状を含む。
 - (ウ) 決議は出席者過半数の賛成を要するものとする。
 - (エ) 感染症対策や災害等により、総会又は臨時総会の招集が困難である場合は、書面等による決議をもって、総会における決議に代えることができる。
- (2) 執行部会
 - (ア) 会長又は執行部員の要求により開会する。
 - (イ) 決議は出席者の3分の2以上の賛成を要する。

(3) 実行委員会

(ア) 第1学期から第3学期までの各学期間に1回程度、会長が招集する。

(イ) 決議は出席者の過半数の賛成を要する。

(4) 上記(1)から(3)までの各会における議長は会長とする。

第13条 (役員を選出)

この会の役員を選出方法を次の通り定める。

(1) 第1学年入学月に、くじ引きによって6年間分の役員を決定する。

児童一人につき1度、くじ引きを行う。

(2) 第3学期中に、該当年度の役員の中から6名の執行部役員を選考委員会が指名、本人の同意のもと決定する。

(3) 役員を決めるくじ引きは、執行部の管理のもと行う。

第14条 (経費)

本会の経費は、所定の会費及び寄付金その他の収入をもって充てる。

第15条 (会費)

本会の会費は児童及び教職員1人当たり、月額200円とする。

なお、会費の額に増減を加える必要が生じた場合、総会ないしは臨時総会にて、出席者の過半数の賛成で変動させることができる。

第16条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

第17条 (規約の改正)

規約は総会又は臨時総会にて、出席者の過半数の賛成で改正することができる。

なお、感染症対策や災害等により、総会又は臨時総会の招集が困難である場合は、書面等による決議をもって、臨時総会における決議に代えることができる。

第18条 (慶弔)

慶弔規定は実行委員会の承認を得てこれを定む。

(1) この規約には警固屋小PTA慶弔規定が付属する。

本会の慶弔規定を、「慶弔規定」に示す。

(2) 本規約は改正の日より施行する。

第19条 (本規定の例外処置)

緊急事態の発生や真にやむを得ないと判断される事例が生じた場合、学校及び執行部会の協議において、臨時的処置を講ずることができる。尚、この臨時処置の有効期限は、当該年度限りとする。

ただし、会員ないしは児童に不利益を講じる恐れがある事案に関しては、総会等により事前に会員の承諾を得るものとする。

【改正履歴】

改正	平成23年2月20日
改正	平成25年2月10日
改正	平成27年4月24日
改正	平成30年4月27日
改正	平成31年4月23日
改正	令和2年6月24日
改正	令和3年3月15日
改正	令和4年12月26日

呉市立警固屋小学校PTA慶弔規定

慶祝・表彰	職員	結婚・出産	3,000円			
	会員	功績表彰	感謝状			
	児童	褒状	記念品	実行委員会の審議による（児童の善行、等）		
転退	職員	記念品料	3,000円	ただし、丸2年間未満の場合、2,000円		
見舞	会員	傷病見舞	2週間以上の傷病で入院時3,000円	ただし、PTAまたは学校行事での傷病の場合		
	児童	傷病見舞		実行委員会の審議による。		
弔慰規定	職員	本人	5,000円 退職記念品料を加算	弔電	弔問	会葬
				○	校長、関係学年委員、正副会長	PTA役員、全職員、関係学年児童全員
				○	会長、校長	会長、校長
				○	正副会長、校長、学年代表	学年児童、会長、校長、関係学年委員、関係職員
校医	本人	3,000円	○	会長、校長	会長、校長	
会員	児童の両親	3,000円	○	正副会長、校長、学年代表	学年児童、会長、校長、関係学年委員、関係職員	
児童	本人	5,000円	○	PTA役員、全職員	学年児童全員、関係学年委員、PTA役員、全職員	
備考	<p>(1) 職員とは、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務主事、学校主事、給食技師、特別支援学級指導員等をいう。</p> <p>(2) 児童、会員、職員、校医が不慮の災害にあった場合は、実行委員会を開いて協議する。</p> <p>(3) 本規定に明記されていない事項は、実行委員会で協議決定する。</p>					